

介護保険以外 の高齢者保健 福祉サービス

**介護保険以外の
サービスで
高齢者を支えます。**

高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域で、いきいきとすこやかに暮らせるよう、地域支援事業(一般介護予防事業)をはじめ、様々な事業を推進するとともに、地域における生きがいつくりや社会参加を支援しています。

また、高齢者に対しては介護にとどまらず生活全般にわたる支援が必要となっています。このため、すべての人が相互に支え合い、安心して暮らすことのできるまちの実現をめざします。

1 介護が必要とならないために(介護予防)

一般介護予防事業は、介護を必要としないように、元気なうちから予防しようとするものです。市内在住の65歳以上の方を対象として、地域において自立した生活を継続できるよう支援します。

① 介護予防のための教室や相談会

■ 地域介護予防推進センターで実施しているもの

内 容	地域介護予防推進センターの職員が、地域の身近な場所に出張して介護予防に関する知識の普及啓発を行います。また、運動機能向上や低栄養改善、口腔機能向上などのプログラムを体験し、介護予防の大切さを実感していただける教室の開催も行っています。
利用料金	無料(ただし実費相当分の負担があります。)
お問い合わせ	各地域介護予防推進センター(所在地、担当地域、電話番号、FAX番号は93ページをご覧ください。)

■ 口腔機能相談(成人・妊婦歯科相談)

内 容	歯や口の疾患やお口の機能の低下は「食べる」「話す」などの機能低下につながります。早期発見のために歯科健診・歯科保健指導を行うとともに、お口の機能の維持に関する助言及び指導を実施しています。
利用料金	無料(実施日の受付時間にお越しください。)
実施場所	各区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当
お問い合わせ	各区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当(電話番号は90・91ページをご覧ください。)

■ 健口と食事(1コース全3回)

内 容	口の機能の衰えを防ぐ口腔ケアや、健康を保つ食べ方と食事づくりの方法を学ぶ教室です。
利用料金	1,000円(調理実習実費相当分)
実施場所	京都市健康増進センター(ヘルスピア21)
お問い合わせ	京都市健康増進センター(ヘルスピア21) 電話662-1300(フリーダイヤル0120-21-3356)

■ いきいきシニアの食事バランス(1コース全6回)

内 容	メタボリックシンドローム等の生活習慣病を予防し、健康寿命を延伸するための望ましい食生活と運動を学ぶ教室です。
利用料金	1,000円(調理実習実費相当分)
実施場所	京都市健康増進センター(ヘルスピア21)
お問い合わせ	京都市健康増進センター(ヘルスピア21) 電話662-1300(フリーダイヤル0120-21-3356)

■ シニア栄養相談(各教室1コース全4回)

内 容	生活習慣病などを予防するため、食事や運動等の正しい生活習慣について学ぶ教室です。 【減塩大作戦!】高血圧、動脈硬化の予防 【防げ糖尿病大作戦!】糖尿病や境界型糖尿病の悪化の予防 【食事と運動で「貯筋」】ロコモティブシンドロームの予防
利用料金	1,000円(調理実習実費相当分)
実施場所	京都市健康増進センター(ヘルスピア21)
お問い合わせ	京都市健康増進センター(ヘルスピア21) 電話662-1300(フリーダイヤル0120-21-3356)

■シニアのお手軽クッキング(1コース全4回)

内 容	栄養状態の悪化を防ぐための、栄養バランスのよい献立と調理方法について学ぶ教室です。
利用料金	2,000円(調理実習実費相当分)
実施場所	京都市健康増進センター(ヘルスピア21)
お問い合わせ	京都市健康増進センター(ヘルスピア21) 電話662-1300(フリーダイヤル0120-21-3356)

■いきいき筋力トレーニング教室(通所型)

内 容	市内5箇所の運動施設で高齢者向けの教室(健康づくりに関する運動プログラム)を実施しています。また、2箇所の施設で油圧式マシンを使用した「いきいきマシン筋トレ教室」を別途開催しています。
利用料金	「いきいき筋力トレーニング教室(基本)」 (週1回×4回コース) 2,000円 「いきいき筋力トレーニング教室(マシン)」 (週1回×4回コース) 2,800円
お問い合わせ	健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課 電話222-3419

■いきいき筋力トレーニング(出張型)

内 容	運動の専門家(健康運動指導士等)が地域へ出張し、高齢者に対して健康づくりに関する講話と運動プログラム(筋力トレーニングやロコモ予防トレーニングなど)を提供します。1グループにつき1回のみ開催です。
対象者	65歳以上の方を含む5人以上のグループ
利用料金	無料。※会場は申込者で確保してください。
お問い合わせ	健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課 電話222-3419

■健康すこやか学級

内 容	学校の余裕教室などを活用した施設に通所していただき、おおむね月1回約2時間程度で介護予防に資する活動や健康状態の確認やレクリエーション等のサービスを提供することにより、要支援又は要介護状態への進行を予防するとともに、社会参加の促進や閉じこもりの防止を図り、長く住み慣れた地域で生活していただけるよう支援します。
利用できるのは	おおむね65歳以上の方で、介護保険の要介護認定で非該当(自立)とされた方など
利用料金	無料。ただし、昼食などの実費相当分の負担があります。
お問い合わせ	各区社会福祉協議会(電話番号は94ページをご覧ください。)

■すこやか講座

内 容	「すこやか体操」を行うことで、体を動かすことの楽しさを実感するとともに、筋力や関節を伸ばすことにより、転倒予防や介護予防につながるすこやか講座を開催します。
利用料金	無料(ただし実費相当分の負担があります。)
お問い合わせ	長寿すこやかセンター 電話354-8741

②地域での自主的な介護予防活動の支援

■地域介護予防推進センターで実施しているもの

内 容	地域介護予防推進センターの介護予防教室を終了された方など、地域で介護予防の取組を続けたいという方には、センターが相談に応じ一緒にその方法を考え、活動できるよう支援します。
お問い合わせ	各地域介護予防推進センター(所在地、担当地域、電話番号、FAX番号は93ページをご覧ください。)

■ 京都市いきいき筋トレボランティア養成講座

内 容	「京(今日)から始めるいきいき筋力トレーニング」、「京ロコステップ+10」や、介護予防に関する知識の普及推進を地域において実践するボランティアを養成します。
受講できるのは	地域において筋力トレーニング普及推進活動ができる中高年の方
利用料金	無料
お問い合わせ	京都市健康増進センター(ヘルスピア21) 電話662-1300(フリーダイヤル0120-21-3356)

③ その他(住宅改修費補助)

■ 京都市介護予防安心住まい推進事業

内 容	要支援又は要介護状態となるおそれのある高齢者の生活機能の維持向上や転倒事故防止のため、住宅改修に要する費用の一部を助成することで、高齢者の福祉の増進を図ります。
対 象 者	65歳以上で、要支援・要介護認定申請が非該当となった方(又はこれと同程度にあると思われる方)。「基本チェックリスト」で運動器の機能低下のおそれがあると判定された方で、かつ市民税非課税世帯に属している方
対象となる住宅改修	<ul style="list-style-type: none"> ◆手すりの取付け ◆引き戸などへの扉の取替え ◆段差の解消 ◆洋式便器などへの便器の取替え ◆滑り防止や円滑に移動するためなどの床 ◆その他上記の工事に伴って必要な工事 又は通路面の材料の変更
助成費用	住宅改修に要する費用の2/3の費用を助成します。 ※助成額上限16万円
お問い合わせ	各高齢サポート(地域包括支援センター) (所在地、担当地域、電話番号、FAX番号は92・93ページをご覧ください。)

地域介護予防推進センターとは

高齢者の皆様が、介護を必要とせずいつまでも元気に暮らせるよう、地域における介護予防の拠点として、京都市が市内12箇所まで委託運営している機関です。
地域の身近な会場で専門のスタッフの指導による介護予防プログラムを提供するほか、介護予防に関する普及啓発や、地域での自主的な介護予防に関する活動の支援をしています。



(お知らせ) 京都市にお住まいの65歳以上の方で、要支援・要介護認定を受けていない方を対象に、年1回「介護予防のための「基本チェックリスト」」を郵送し、記入・返送いただき、結果を通知する事業につきましては、平成28年度をもって終了しました。
なお、日常生活で気になるところや、不安なところがあれば、お住まいの地域を担当する高齢サポート(地域包括支援センター)(92・93ページ参照)にご相談ください。

2 疾病の予防と健康づくり

健康教育・健康づくりサポーターによる活動・がん検診

自分の健康を自分で守るため、健康教育・相談・検診を受けましょう。

健康教育 各区役所・支所の健康長寿推進課では、生活習慣病予防や健康増進など健康に関する知識を深めていただくために、医師、保健師、管理栄養士等による講話や実習等を行う健康教育を開催しています。また、健康管理についてのご相談があれば、健康長寿推進課に事前にご予約のうえ、ご相談ください。

健康づくりサポーターによる活動 各区で、地域の健康づくりに主体的に取り組むボランティア「健康づくりサポーター」による、公園体操やウォーキング、健康情報の普及啓発など様々な活動を実施しています。皆様も是非ご参加ください。

がん検診 がんを早期発見し、早期に治療するために、特定健診等の集団健診会場、保健福祉センター及び医療機関で各種がん検診を行っています。

ご相談・お申込みは…

各区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当

..... (電話番号は90・91ページをご覧ください。)

がん検診を受診できる方は…

対象の年齢及び性別に該当する方が対象となります。ただし、身体の状態によっては受診いただけない検診もあります(ペースメーカーを装着されている方へのエックス線検査等)。

※70歳以上の方(年齢<生年月日)を確認できる書類の提示が必要です。)等については、受診料金が無料となります。

がん検診の種類は

検診名	対象年齢	受診間隔	検査方法	受診料金
肺がん検診	40歳以上	1年に1回	①胸部エックス線検査 ②喀痰検査(問診の結果、必要な方のみ)	①無料 ②1,000円
大腸がん検診	40歳以上	1年に1回	便潜血検査(2日分の検便)	300円
胃がん検診	50歳以上	2年に1回(ただし、29年度に限り年に1回受診可能)	胃部エックス線検査 [新規]胃内視鏡検査	1,000円 3,000円
[新規]胃がんリスク層別化検診	40,45,50,55,60,65歳	本市の胃がんリスク層別化検診を受診したことがない方に限り1回のみ	ABC検査(血液検査)	500円
乳がん検診	30歳以上(女性)	2年に1回	[30歳代]視触診、エコー検査 [40歳以上]視触診、マンモグラフィ検査	1,300円
子宮頸がん検診	20歳以上(女性)	2年に1回	子宮頸部細胞診(体部の検診は実施していません。)	1,000円
前立腺がん検診	50歳以上(男性)	2年に1回	PSA検診(血液検査)	1,500円

注1:市内に住民登録のある方が対象です。対象年齢は受診する年の12月31日時点で判定します。ただし、乳がん検診の指定医療機関での受診の場合は受診日時点の年齢で判定します。

注2:受診間隔が2年に1回の検診は、受診する年の12月31日時点で偶数年齢の方が対象です。ただし、奇数年齢の方でも前年に本市の各種がん検診を受診していなければ対象です。

し しゅうしっかん よ ぼうけんしん 歯周疾患予防健診

65歳以上の約7割の方が歯周病(歯周疾患)であると言われています。歯周病が進行し、歯がぐらついたり、食べる・話すなどのお口の機能の低下につながります。歯周病の早期発見と予防のために、歯科健診と保健指導を行います。

内 容 は 指定医療機関において、歯ぐきの状態やむし歯の有無などの歯科健診、健診結果に基づく口腔保健指導を行います。

利用できるのは 市内にお住まいの満40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳及び70歳の方
・健康保険証など年齢の確認できるものをご持参ください。
・指定医療機関に日時などをご確認のうえ受診してください(要予約)。
※指定医療機関は、各区役所・支所健康長寿推進課までお問い合わせください。

利 用 料 金 500円 ※福祉医療を受給されている方等については、費用が免除されます。

ご相談・お問い合わせは…

各区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当

…………… (電話番号は90・91ページをご覧ください。)

かんせんしょう よ ぼう 感染症予防について

感染症の予防、早期発見につなげるため、以下のとおり検査や予防接種を実施しております。

○各種検査

検査名	対象者	実施場所	実施日時
胸部(結核)検診	15歳以上(※1)	各保健福祉センター	定期的に実施(※2)
肝炎ウイルス(B型・C型)検査	全ての京都市民の方	①下京区役所1階(医療衛生コーナー) ②協力医療機関(※3)	①月・金 13時半～15時 火・水 9時～10時半 ②医療機関により異なる

※1 65歳以上の方は、感染症法により、年1回の結核検診を受けることが義務付けられています。

※2 実施日は各保健福祉センターにより異なりますので、直接お問い合わせください。

※3 協力医療機関は予約が必要です。協力医療機関は京都市情報館で「肝炎ウイルス検査」で検索いただくか、京都いつでもコールにお問い合わせください。

○高齢者予防接種

種類	対象者	実施場所	実施日時	接種料金(※2)
肺炎球菌(※1)	平成30年3月31日時点で次のいずれかに該当する方 ①65、70、75、80、85、90、95、100歳の方 ②60～64歳で一定の障害のある方	協力医療機関	通年	4,000円
インフルエンザ	①65歳以上の方 ②60～64歳で一定の障害のある方	協力医療機関	10月中旬～1月末	2,000円

※1 過去に肺炎球菌(23価)ワクチンを接種された方は対象外です。

※2 市民税非課税者等の方につきましては、軽減措置があります。

※3 協力医療機関は予約が必要です。協力医療機関は京都市情報館で「肺炎球菌予防接種」又は「インフルエンザ予防接種」で検索いただくか、京都いつでもコールにお問い合わせください。

お問い合わせは…

京都いつでもコール …………… 661-3755
医療衛生推進室健康安全課…………… 222-4421

29年度も
やります!

『健康長寿のまち・京都 いきいきポイント』 に応募しよう!

～「いきいきポイント」への応募で素敵なプレゼントが当たります!～



平成28年度のポイント手帳

生涯元気に過ごすために、楽しみながら健康づくり!

自分で決める毎日の健康づくりやイベント等へのお出かけ、
がん検診の受診など、日々の健康づくり活動を記録し、
「いきいきポイント」へご応募ください!
抽選で素敵なプレゼントが当たります!



平成28年度のプレゼント一例

健康長寿のまち・京都 ポータルサイト

詳しくは
こちらを
チェック!



さまざまな健康づくりイベントや施設を紹介
しています。健康づくりの総合情報サイトとして、
みなさまの健康づくりにお役立てください。
健康づくりの取組の投稿もお待ちしております。

  
ハッシュタグ
#健康長寿のまち京都



<http://kenkochoju.kyoto>

健康長寿のまち・京都

検索

ご注意
ください

高齢者の交通事故が増えています!!

平成28年中に京都市内で発生した交通事故による死者数24人のうち、9人が65歳以上の高齢者の方でした。交通事故にあわないためにも、特に次のことに注意しましょう。

- ①道路横断中は要注意! …………… 道路横断中の高齢者の交通事故が多発しています。
◎遠回りになっても、必ず横断歩道や信号機のあるところを横断しましょう。
- ②暗くなったら要注意! …………… 暗くなるとドライバーの目に留まりにくくなるため危険です。
◎出かけるときは、白っぽい色の服装を心掛けましょう。
◎ドライバーが発見しやすいように、反射材を身につけましょう。
- ③自宅の近くも要注意! …………… 高齢者の交通死亡事故の多くは自宅から500メートル以内で発生しています。
◎歩き慣れた自宅の近くでも油断せずに、しっかり安全を確認しましょう。
- ④運転免許の自主返納を検討! …… 高齢ドライバーが関係する事故の割合が増加しています。
◎運転に際して加齢による不安を感じたときは、運転免許の自主返納を検討しましょう。
京都市では自主返納者に対する支援を実施しています。

文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課 …………… 222-3193

ひとり暮らしあるいは寝たきりや認知症の高齢者が いらっしゃる世帯へのサービス

日常生活用具

火災などの心配をなくすために、日常生活用具を給付します。

内 容 は ひとり暮らしや高齢者だけの世帯で、介護保険の要介護認定で要支援又は要介護と認定された方や、認知症の高齢者などの生活の安全のために、自動消火器、電磁調理器を給付します。

利用できるのは おおむね65歳以上(40～64歳で介護保険法に規定する特定疾病による障害のある方を含む)で日常生活に支障のあるひとり暮らし(昼間独居を含む)の高齢者などで生活保護を受給されている方又は市民税非課税世帯に属している方

- 自動消火器:火災の際に機敏な行動をとることが困難な方が対象です。
- 電磁調理器:電磁調理器以外の調理器を利用すれば火災を発生させるおそれのある方が対象です。

利用料金は 無料
(平成29年4月1日現在)

ひとり暮らしやお体の状況により日常生活に支障のある高齢者にはこんな用具が

- 自動消火器:温度の上昇により消火液を噴き出します。
- 電磁調理器:火を使わずに調理できます。

※イラストは自動消火器・電磁調理器の参考例です。



ご相談・お申込みは…

各区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当 …(電話番号は90・91ページをご覧ください。)
各高齢サポート(地域包括支援センター) ……(電話番号は92・93ページをご覧ください。)

配食サービス

栄養のバランスがとれた昼食をお届けします。

内 容 は 身体状況などにより食事を作ることが困難な高齢者に、栄養のバランスがとれた昼食をお届けし、併せて安否確認を行います。(月曜日～日曜日)
※土・日の配食については、各事業者により異なります。

利用できるのは 60歳以上のひとり暮らしや高齢者だけの家庭で、介護保険の要介護認定で要支援又は要介護と認定された方のうち、身体状況などにより自ら買物、調理をするのが困難な方など

※要支援、要介護認定を受けておられない方は、お近くの高齢サポートで介護保険の一次判定に相当する調査を受けていただく制度がありますので、ご相談ください。

利用料金は 1食あたり500円まで(各事業者により異なります)
(平成29年4月1日現在)

※配食サービスの詳細や実施施設については、ご相談ください。

※担当のケアマネジャーがおられる方は、担当のケアマネジャーにご相談のうえ、お申し込みください。

ご相談は…

京都市社会福祉協議会 …… 354-8740
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課 …… 213-5871

あんしんネット119 (緊急通報システム)

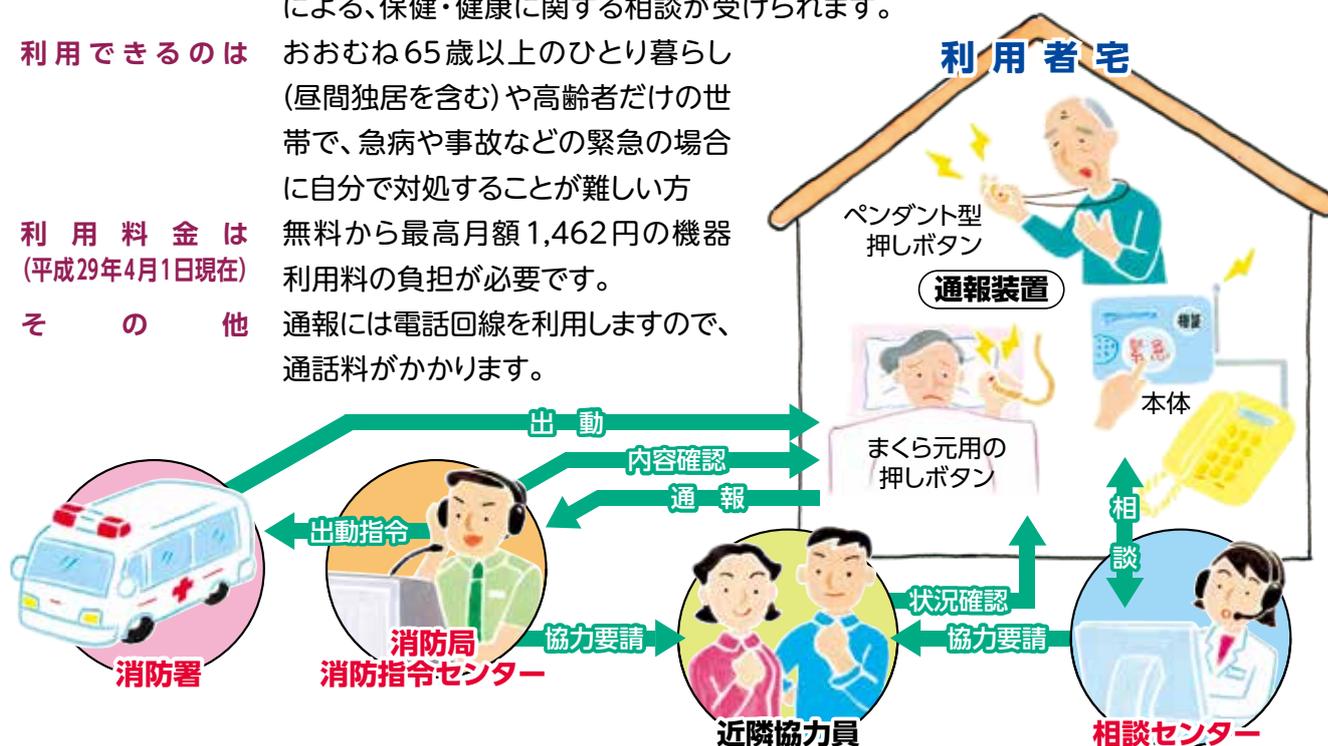
急な病気や事故のときには、あんしんネット119で安心です。

内 容 は 急にからだの具合が悪くなったり、火災などの突発的な事故などがあった場合、通報装置(本体、ペンダント型、まくら元用)の緊急ボタンを押すと消防局指令センターに通報され、救急車やあらかじめ登録している近所の協力員が駆け付けます。また、相談ボタンを押すと自動的に相談センターに繋がり、常駐する専門の相談員による、保健・健康に関する相談が受けられます。

利用できるのは おおむね65歳以上のひとり暮らし(昼間独居を含む)や高齢者だけの世帯で、急病や事故などの緊急の場合に自分で対処することが難しい方

利用料金は (平成29年4月1日現在) 無料から最高月額1,462円の機器利用料の負担が必要です。

その他 通報には電話回線を利用しますので、通話料がかかります。



ご相談・お申込みは…

各区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当 …(電話番号は90・91ページをご覧ください。)
各高齢サポート(地域包括支援センター) ……………(電話番号は92・93ページをご覧ください。)

ごみ収集福祉サービス(まごころ収集)

内 容 は ごみ出しが困難な方への生活支援として、自宅の玄関先までごみの回収に伺います。また、ごみが排出されていない場合は、登録された連絡先へ電話するなど、安否確認を行います。

利用できるのは (全ての項目に該当)
 ・介護保険サービス(介護予防・生活支援サービスを含む)又は障害福祉サービスを利用し、かつホームヘルプサービスを利用していること
 ・本人、親族又は近隣者が所定の場所に定期収集ごみを持ち出すことが困難な世帯
 ・障害のある方、65歳以上の方又は同様の方のみで同居している世帯

お問い合わせは…

環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課 …………… 213-4960

かぞくかいごようひん
家族介護用品

内 容 は 在宅で寝たきりや認知症の高齢者を介護されている家族の方などに、介護保険の給付対象外であるおむつやその他の介護用品と交換できる給付券を交付します。
 ※申請の時期により、交付する給付券枚数は変わります。
 ※給付券で交換できるおむつ等の介護用品については、本市指定登録事業者が取り扱う本市指定介護用品に限ります。

利用できるのは 介護保険の要介護認定で要介護4～5と認定された方で市民税非課税世帯に属する在宅の65歳以上の高齢者を介護されている家族の方など

- 給付品目は**
- | | |
|------------|----------|
| ○紙おむつ | ○介護ねまき |
| ○尿取りパッド | ○食事用エプロン |
| ○おむつカバー | ○食事補助具 |
| ○失禁シート | ○介護用肌着 |
| ○使い捨て手袋 | ○尿器 |
| ○清拭剤 | ○介護シート |
| ○ドライシャンプー | ○口腔ケア用品 |
| ○消臭剤 | ○ホルダーパンツ |
| ○ウエットティッシュ | |



- 申請に必要な書類は**
- (1)介護対象高齢者の介護保険被保険者証(写しでも可)
 - (2)世帯の方全員の市民税が非課税であることを証明する次のいずれかの書類
 - ア 世帯の方全員の市・府民税課税証明書
 - イ 介護保険料納入(変更)通知書兼特別徴収開始(停止)通知書の写し
 (介護保険料の所得段階区分が2・3の方に限る。)
- ※申請時には印鑑をお持ちください。

ご相談・お申込みは…

各区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当 …(電話番号は90・91ページをご覧ください。)
 各高齢サポート(地域包括支援センター) ……(電話番号は92・93ページをご覧ください。)

燃やすごみ用有料指定袋の無料配布について

内 容 は 家族介護用品を利用される方に、「燃やすごみ用有料指定袋」を配布しています。
利 用 方 法 は 家族介護用品の給付決定をされた方には、後日ごみ袋引換申請書(家庭ごみ処理手数料免除申請書)をごみ減量推進課から送付しますので、必要事項を記入のうえ返送してください。返送された申請書を確認後、各まち美化事務所からごみ袋を配達します。

燃やすごみ用有料指定袋の無料配布に関するお問い合わせ先は
 環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課 …………… 213-4930

高齢者あんしんお出かけサービス～小型GPS端末機の貸出～

認知症の高齢者等が外出して戻れなくなった場合に、早期に発見できるシステムを利用して事故などを未然に防ぎ、家族が安心して介護できる環境の整備を図ります。

内 容 は 認知症の高齢者等が外出して戻れなくなった場合に、位置を特定できる小型GPS 端末機を貸出すことにより、対象高齢者等を早期に発見し、事故などを未然に防ぎます。

利用できるのは 介護保険の要介護認定で要支援又は要介護認定を受け、認知症により、外出時に戻れなくなるおそれのある高齢者等を、在宅で介護している家族など

利用料金は 月額1,500円
(平成29年4月1日現在) ※生活保護を受給されている方については無料。

ご相談・お申込みは…

各区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当 …(電話番号は90・91ページをご覧ください。)
各高齢サポート(地域包括支援センター) ………(電話番号は92・93ページをご覧ください。)

医療的ケア・口腔ケア実践講習会「プロが教える! ご家族向け介護セミナー」

在宅で高齢者等を介護されている家族の方が安心して介護できるよう、医療的なケアや口腔ケアについて、専門家による講義と実践講習を合わせたセミナーを実施しています。

内 容 は 「たん吸引」、「胃ろうの管理」、「床ずれ予防」等の医療的なケアや「お口のお手入れ」等について、専門家による講義及び等身大の人形等を使った実践的な講習会を実施しています。

利用できるのは 現在、家族に対し在宅で介護を行っている又は今後行う予定のある市民の方
(開催回数:年10回 定員:各回先着20名)

利用料金は 各回500円(材料費)

ご相談・お申込みは…

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課 …………… 222-3419
京都府医師会 …………… 354-6079

介護保険の対象とならない方への生活支援サービス

介護保険の対象とならないものの、在宅生活を維持するうえで、援助が必要な60歳以上65歳未満の方々に対して、次のようなサービスを提供し、長く住み慣れた地域で生活していただけるよう支援を行っています。

在宅生活支援ホームヘルプサービス

- 内 容 は** ホームヘルパーを自宅に派遣し、炊事、掃除、洗濯、買物などの家事サービス等を提供する中で、日常生活に対する支援等を行います。
- 利用できるのは** 介護保険に該当しない60歳以上65歳未満の方で、在宅で日常生活を続けるために支援が必要な方
- 利用料金は** 1か月当たり1,250円又は30分当たり120円～208円(身体状況によって異なります。)
(平成29年4月1日現在) ※生活保護を受給されている方については、実費負担を除き、利用料は無料です。

ご相談・お申込みは…

各区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当 …(電話番号は90・91ページをご覧ください。)
各高齢サポート(地域包括支援センター) ……………(電話番号は92・93ページをご覧ください。)

しせつ 施設サービス

在宅生活に不安のある方のための入所施設で介護保険対象外のサービスです。

養護老人ホーム 65歳以上の方で、環境上の理由及び経済上の理由で居宅において生活できない場合に
入所できる施設です。なお、養護老人ホームは、入所中に介護が必要な状態になれば、
介護保険の訪問介護(ホームヘルプサービス)などを利用することができます。

**軽費老人ホーム
(ケアハウス)** 軽費老人ホーム(ケアハウス)は、低額な料金で、身体機能の低下等により自立した
日常生活を営むことについて不安があると認められる方で、家族による援助を受ける
ことが困難な方が入所できる施設で、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、
社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜の提供を行います。
(特定施設入居者生活介護の指定を受けた軽費老人ホーム(ケアハウス)においては、
当該施設が提供する各種の介護サービスを受けることができます。)

ご相談・お申込みは…

養護老人ホーム

各区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当 (電話番号は90・91ページをご覧ください。)

軽費老人ホーム(ケアハウス)

各施設…………… (電話番号は100・101ページをご覧ください。)

ゆうりょうろうじん 有料老人ホーム

高齢者向けの入居施設で、食事や介護等の各種サービス機能がついたものです。有料老人ホームには、
以下の3種類があります。

**介護付有料老人ホーム
(特定施設入居者生活介護)** 介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となっても、当該
有料老人ホームが提供する介護サービス(「特定施設入居者生活介護」)を利用しながら
当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能です。

※介護保険法による「特定施設入居者生活介護」の指定を受けていないホームについては広
告、パンフレット等において「介護付」、「ケア付き」等の表示を行うことはできません。

住宅型有料老人ホーム 生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となった
場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら
当該有料老人ホームの居室での生活を継続することが可能です。

健康型有料老人ホーム 食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となった場合
には、契約を解除し退去しなければなりません。

ご相談・お申込みは…

有料老人ホーム

各施設…………… (電話番号は101・102ページをご覧ください。)

こうれいしゃけんりようごそうだん 高齢者権利擁護相談

内 容 は 高齢者に対する暴力などの身体的虐待、暴言などの心理的虐待、世話の放棄、家族や悪質業者による金銭詐取などの相談に応じます。
また、弁護士による法律相談、適切な専門の相談窓口の紹介、長寿すこやかセンターに併設されているショートステイへの利用調整などを行い、関係機関と連携を図りながら権利侵害の解決に努めます。

ご相談は…

長寿すこやかセンター「高齢者110番」…………… 354-8110へ

にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう ちいきふくしけんりようごじぎょう 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)

認知症の高齢者の方など(ただし、契約の意思があり契約の内容が理解できる方)に対し、地域で生活されるうえで必要な福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行う事業です。

内 容 は ①福祉サービスの利用援助(利用相談、苦情相談、助言、情報提供、利用料の支払い等)
②日常的な金銭管理(相談、助言、金融機関への同行、又は代行による生活費の払戻し等)
③通帳、印鑑の預かり(①②の援助に必要な通帳、印鑑の預かり)
④郵便物の管理(郵便物の内容確認、役所等への必要な手続き支援)

利 用 料 金 は 生活支援員が行うサービスは、1時間1,000円。
・生活支援員の自宅から利用者宅までの往復交通費等実費は別途負担いただきます。
・通帳、印鑑の保管料は1か月250円。ただし高額の通帳、証書類はお預かりできません。
・生活保護を受給されている方については、利用料金はかかりません。

お問い合わせ・お申込みは…

各区社会福祉協議会…………… (電話番号は94ページをご覧ください。)
京都市社会福祉協議会…………… 354-8734へ

せいねんこうけんせいど 成年後見制度

判断能力が不十分な方(認知症の高齢者、知的障害のある方、精神障害のある方等)に代わり、契約を行ったり財産管理を行うことによって、これらの方の権利を守るための制度です。

内 容 は 判断能力が不十分な方が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にその契約を取り消したり、契約の締結などを本人に代わって行う援助者(後見人など)を家庭裁判所が選任することによってこれらの方の権利を守るものです。判断能力が不十分になったときに、親族など(身寄りがない方などは市町村長)が家庭裁判所へ申し立てることにより後見人などが選任される「法定後見制度」と、判断能力が不十分になったときに備えて、あらかじめ契約を結んでおく「任意後見制度」があります。

ご相談・お申込みは…

法定後見制度：京都家庭裁判所…………… 722-7211へ
任意後見制度：京都公証人合同役場…………… 231-4338へ

ご相談は…

成年後見支援センター…………… 354-8815へ

高齢者虐待に関する相談

高齢者への虐待の問題に対応するため、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「高齢者虐待防止法」という。)が平成18年4月1日から施行されました。

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の定義が示されるとともに、高齢者虐待を発見した際の通報の義務が定められています。

○高齢者虐待の定義

いずれも高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等の養護者及び養介護施設従事者等によるものとします。

- 身体的虐待** 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴力を加えること
- 介護・世話の放棄・放任** 高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること
- 心理的虐待** 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- 性的虐待** 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
- 経済的虐待** 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

○通報義務

高齢者虐待を受け生命又は身体に重大な危険が生じている高齢者を見つけた方は、速やかに通報しなければなりません。また、生命又は身体に重大な危険が生じていなくても、虐待を見つけた場合は通報するよう努めなければなりません。

○高齢者や養護者・家族への支援

京都市では、高齢サポート(地域包括支援センター)、各区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当、長寿すこやかセンターを高齢者虐待の相談・通報窓口として設置するとともに、医療機関や警察などの多方面の関係機関と連携・協力しながら、虐待を受けている高齢者や養護者・家族が抱える様々な課題の解決に向けて、支援します。また、生命又は身体に重大な危険があり、緊急に高齢者を保護する必要がある場合は、介護保険サービスの活用や高齢者虐待シェルター確保事業、または、短期入所生活介護緊急利用者援護事業などにより、高齢者の安全を確保します。

虐待の通報やご相談は…

○高齢者虐待に関する相談・通報窓口

高齢者への虐待や養護者の支援に関する相談については、次のとおり受け付けています。

	平日	祝・休日	連絡先
各高齢サポート(地域包括支援センター)	9:00～17:00	—	92・93ページ参照
各区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当	8:30～17:15	—	90・91ページ参照
長寿すこやかセンター(高齢者110番)	9:00～21:30 (土曜日含む)	9:00～17:00	354-8110 (又は9ページ参照)

※養介護施設従事者等による虐待について

養介護施設従事者等(「養介護施設」又は「養介護事業」に従事する者)による高齢者虐待については、下記へご連絡ください。

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課 …………… 213-5871へ

高齢・障害外国籍市民の福祉サービス利用に関する相談

内 容 は 言葉や日常生活習慣の違いのために福祉サービスの利用が困難な外国籍の高齢者や障害のある方に対して、外国語の話せる支援員が訪問・電話相談等を行い、福祉サービスの利用を支援します。

ご相談は…

京都外国人高齢者・障害者生活支援ネットワーク・モア
…………… 681-2721 (FAX 693-2555)へ

一人暮らしお年寄りの見守り等の推進

(一人暮らしお年寄り見守りサポーター)

高齢化が進むにつれて増加するひとり暮らしの高齢者を、地域と行政の協働により支援するため、「一人暮らしお年寄り見守りサポーター」を募集しています。

内 容 は サポーターには、顔なじみのひとり暮らしのお年寄りなどへの目配りをしていただきます。また、支援が必要と思われるお年寄りについては、高齢サポート(地域包括支援センター)への連絡・相談を行っていただきます。

応 募 条 件 市内に在住、通勤又は通学する方

応 募 方 法 区役所・支所、高齢サポートなどで配布している登録票又は健康長寿企画課のホームページから応募いただけます。

そ の 他 高齢者福祉に関するハンドブックや登録シールの交付、研修会の実施、高齢者福祉情報の提供などでサポーターを支援します。

お問い合わせ・お申込みは…

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課 …… 746-7713へ
各高齢サポート(地域包括支援センター) …… (電話番号は92・93ページをご覧ください。)

認知症に対する正しい理解の普及・啓発

【認知症サポーター養成講座・認知症サポーターステップアップ講座】

認知症サポーター養成講座を開催し、受講された方に、認知症とはどういう病気なのか、認知症になったら生活にどんな困りごとが起きてくるのかなどについて正しく理解していただき、認知症の方とご家族が、地域で元気に安心して暮らし続けられるまちづくりを進めます。

○認知症サポーター養成講座について

- 内 容** は 認知症について理解し、地域や職場で出会う認知症の方やそのご家族をサポートするための知識を身につけます。
- 日 時・場 所** あなたが希望する日時・場所に講師を派遣します（日程によってはご希望にそえない場合があります。）
- 受 講 条 件** 5人以上で受講すること
- 受 講 料** 無料
- そ の 他** 受講され、認知症サポーターになられた方にはオレンジリングをお渡しします。

○認知症サポーターステップアップ講座について

- 内 容** は 認知症サポーターの方が、認知症をはじめとした高齢者福祉に関心を持ち続け、自分の住む地域で高齢者の「見守り」や「居場所づくり」に参加できるよう、認知症や介護に関する知識をさらに高めます。
- 受 講 条 件** 京都市にお住まい又はお勤めの認知症サポーターの方
- そ の 他** 日時・場所等は、長寿すこやかセンターにてご案内します。

お問い合わせ・お申込みは…

長寿すこやかセンター 354-8741へ

認知症の方や家族を支える制度やサービス

認知症は、原因となる病気の進行とともに状態が変化するため、その状態に応じて適切な支援を受けることが大切だといわれています。

どの時期にどのような支援が必要となるのか大まかな目安や利用できる本市の制度・サービス、認知症の基礎知識などの情報をまとめた「気づいて・つながる認知症ガイドブック～京都市版認知症ケアパス～」を作成しました。

もし認知症になったときにどのような生活ができるのか、また、家族や大切な人が認知症になったときにどのように支えていくことができるのか、認知症について知り、考えるきっかけとして御活用ください。



平成 27年 3月発行

配布は…

各区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当 …(電話番号は90・91ページをご覧ください)
各高齢サポート(地域包括支援センター) ……(電話番号は92・93ページをご覧ください)
長寿すこやかセンター 354-8741へ

◆認知症総合ポータルサイト「きょうと認知症あんしんナビ」

認知症に関する適切な情報を一元的に発信し、一人でも多くの方のあんしんにつながることを目的に設けられた、総合ポータルサイト「きょうと認知症あんしんナビ」では、「認知症の理解」や「若年性認知症」などの情報のほか、地域の認知症の診察・診療が可能な医療機関を検索することもできます。



<運営：京都地域包括ケア推進機構>

ホームページアドレス [http:// www.kyoto-ninchisho.org/](http://www.kyoto-ninchisho.org/)

きょうと認知症あんしんナビ

検索

認知症による行方不明への“備え”と“対応”

認知症の人が、その症状により、徒歩や交通機関を利用するなどして、行方が分からなくなるケースが増えてきていることから、認知症高齢者の方が外出して戻れなくなった時に備えるために利用できる制度などをまとめたハンドブック「いなくなる前にできること! いなくなってもできること! ~認知症による行方不明への“備え”と“対応”」を作成しました。

認知症により外出し、戻れなくなることが心配な高齢者について高齢サポート(地域包括支援センター)等に事前に相談・登録でき、行方が分からなくなったときには、地域の関係機関等に発見に必要な情報を提供することができる取組などを含め、いなくなってしまうことへの「備え」といなくなってしまうときの「対応」について、具体的なポイントをまとめています。家族や大切な人の安心・安全な生活を支えるための参考として御活用ください。



配布は…

各区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当 …(電話番号は90・91ページをご覧ください。)
各高齢サポート(地域包括支援センター) ……(電話番号は92・93ページをご覧ください。)

認知症による初期・初動支援の充実

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた環境で暮らし続けられるよう、なるべく早いうちに本人や家族に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置いたしました。支援チームでは、概ね6カ月以内を目処に、本人に見合ったサービスなどが利用できるよう、それまでの支援を行い、その後は適切な相談支援機関に引き継ぎます。

「認知症初期集中支援チーム」とは?

医師(認知症サポート医)と医療・介護の専門職(看護師、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士など)により、認知症の早期発見と早期対応を目指して活動する専門チームです。

■相談



■家庭訪問

医療・介護の専門職が複数で自宅に訪問し、ご本人・ご家族などからお話を伺います。

■初期集中支援の実施

訪問時に伺った情報などをもとに認知症初期集中支援チーム員会議で話し合われた内容に沿って、つぎのような支援を行います。

- ・専門医療機関を受診するための支援
- ・介護保険をはじめとするサービスの利用手続き
- ・認知症の症状や対応方法についての助言 など

■初期集中支援の終了

適切な医療や介護などのサービスにつながり、在宅生活が続けられる目処が立てば、認知症初期集中支援は終了となります。



■その後の引継ぎ

今後の支援の主体となる機関である高齢サポート(地域包括支援センター)や居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)などに引き継ぎます。

対象者 在宅で生活されている認知症、またはその疑いのある40歳以上の方(その他要件有)。
費用負担 支援チームへの相談は無料。(医療機関の受診や、介護保険サービスの利用については、自己負担があります。)

お問い合わせ…

名称	京都市北区・上京区 認知症初期集中支援チーム	京都市下京区・南区 認知症初期集中支援チーム	京都市西京区・西京区洛西支所 認知症初期集中支援チーム
所在地	〒603-8041 京都市北区 上賀茂ケン山1 (京都博愛会病院内)	〒600-8558 京都市下京区 塩小路通西洞院東入東塩小路町 841-5(康生会 武田病院内)	〒615-8256 京都市西京区山田平尾町17 (京都桂病院内)
対象エリア	北区・上京区	下京区・南区	西京区・西京区洛西支所
電話	075-706-6631(直通)	075-361-1352(地域医療連携室内)	075-391-5811(代表)

※開設時間は全て午前9時～午後5時(土日祝は除く)
※ご本人が対象エリアにお住まいであることが要件です。
※対象エリアは順次拡充予定です(HP等でお知らせします)。

けいろうじょうしゃしょう
敬老乗車証

内 容 は 長年にわたり社会に貢献してこられた高齢者の皆様に敬老の意を表するとともに、様々な社会活動に参加し生きがいづくりや介護予防に役立てていただくために敬老乗車証を交付しています。

なお、市バス・地下鉄が運行していない一定の地域にお住まいの方は、下記通用区間の①、②両方の乗車証を交付します。

通用区間は ①市バス・地下鉄 敬老乗車証 | 市バス路線、市営地下鉄全線、岩倉・大原方面を運行する京都バス路線、山科・醍醐方面を運行する京阪バス路線、京北ふるさとバス路線、醍醐コミュニティバス路線に乗車できます。

*乗車できる京都バス・京阪バスには、車両の正面・乗降口に「敬老・福祉」と明示しています。

②民営バス 敬老乗車証 | バスの種類、路線、区間を指定します。指定以外の路線や区間、他社のバスには乗車できません。

利用できるのは 市内在住の満70歳以上の方（福祉乗車証、重度障害者タクシー利用券及び敬老乗車証は、重複して交付を受けられません。いずれか1つを選択することになります。）

負担金について

区 分	負担金額(年額)
生活保護を受給されている方 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方	0円
本人が市民税非課税の方 ※京都市市税条例による減免により、税額の全部が免除されている場合は非課税に当たりません。	3,000円
本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円未満の方	5,000円
本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上700万円未満の方	10,000円
本人が市民税課税で、合計所得金額が700万円以上の方	15,000円

・老齢福祉年金とは、国民年金制度の発足当時(昭和36年4月)、既に高齢であったため、国民年金等が支給されない方に対して支給される福祉的な年金です。

・合計所得金額とは税法上の用語で、前年の収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことです。複数の種類の収入がある方は、それぞれに算出された額を合計した額が、合計所得金額となります。

・4月以降に申請された場合、負担金は年額の2分の1になります。

申請方法は 新たに70歳になられる方には、満70歳の誕生月の前月下旬にお知らせを送付します。すでに70歳以上で敬老乗車証をお持ちでない方のうち、交付を希望される方は区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当（京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当）にお問い合わせください。

一 斉 更 新 は 通用期限(9月末日)までに、一斉更新を行います。

ご相談・お申込みは…

各区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当又は京北出張所保健福祉第一担当
..... (電話番号は90・91ページをご覧ください。)
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課 213-5871へ

すこやかクラブ^{きょうと}京都(老人^{ろうじん}クラブ)

元気ですこやかに活動しよう!!

すこやかクラブ京都について(老人クラブの愛称です)

すこやかクラブ京都は、同じ地域に住む、概ね60歳以上の元気な高齢者、或いは、健康で元気になろうとする高齢者が集まり、健康づくり・介護予防活動、友愛活動、奉仕活動等を通じて、「楽しく」「健康」で暮らす取組を行っております。現在、京都市内には、約1,100のクラブがあり、約60,000人が加入されています。

活 動 は 「生活を豊かにする楽しい活動」や「地域を豊かにする社会活動」など、地域ごとに多種多様な活動を行っています。

最近は、メタボ予防、ロコモ予防のため歩く習慣を身につけようと月1回のウォーキングに力を入れています。夏には、トレッキングツアーも計画しています。

地域レベルの取組

- (1) 趣味・文化活動
グラウンド・ゴルフやペタンク等の各種スポーツ、社交ダンスやコーラス等文化活動など
- (2) 健康づくり・介護予防
体操、ウォーキングなど
- (3) 友愛・ボランティア活動
一人暮らし高齢者や施設訪問、地域美化活動など

市域・区域レベルの取組

- (1) 趣味・文化活動
すこやかクラブ京都主催のグラウンド・ゴルフやペタンク等の大会
- (2) 健康づくり・介護予防
すこやかクラブ京都主催のウォーキング活動など
- (3) 友愛・ボランティア活動
二条城の清掃活動など

費 用 等 会費(クラブによって異なりますが年500円~1200円程度)をご負担いただく必要があります。

すこやかクラブ京都会員募集中!!

すこやかクラブ京都では、高齢化が進む中、健康で元気な高齢者を増やすことを目指して、地域・区域・市域の各レベルで多様な活動を展開しています。仲間といっしょに「楽しく」健康づくりやボランティア活動などに取り組みませんか。

興味のある方は、お住まいの地域にあるクラブをご紹介しますので、以下の連絡先までお問い合わせください。

お問い合わせは…

すこやかクラブ京都(京都市老人クラブ連合会)事務局 …………… 354-8744へ
各区役所・支所健康長寿推進課地域支援担当 …(電話番号は90・91ページをご覧ください。)

ぜんこくけんこうふくしさい **全国健康福祉祭(ねんりんピック)** への さんかしゃはけん **参加者派遣**

内 容 は 高齢者を中心とする国民の健康の保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力のある長寿社会の形成に寄与するために毎年開催されている「全国健康福祉祭」へ、京都市から参加者を派遣しています。

しみん **市民すこやかフェア**

内 容 は 京都市では、健やかでふれあいと活力のある長寿社会の実現に向け、高齢者をはじめ、幅広い世代の市民の方々が、文化活動や様々な催しなどを通じて交流を深めていただくことを目的に、毎年、総合福祉イベント「市民すこやかフェア」を開催しています。市内の各すこやかクラブのコーラス発表をはじめ、医師や専門家による各種相談コーナーを設けるなど、毎年多彩な内容で開催しています。

お問い合わせは…

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課 …… 222-3419へ

ろうじん **老人クラブハウス**

内 容 は 高齢者の集会やサークル活動等の場として、身近な地域に開設しています。京都市では、老人クラブハウスの設置運営に必要な費用の一部を老人クラブハウス管理者に助成しています。 ※平成30年度末で廃止し、健康長寿サロンに統合します。

利用できるのは 60歳以上の方 ※利用は実費を除き無料です。

けんこうちようじゅ **健康長寿サロン**

内 容 は 地域の集会所、空き家や商店街の空き店舗等を活用し、高齢者がお一人でも気軽に立ち寄れる「健康長寿サロン」を開設しています。 ※利用は実費を除き無料です。京都市では、健康長寿サロンの設置又は運営に必要な費用の一部をサロンを運営する地域の住民や団体に助成しています。各地域のサロン情報については介護ケア推進課ホームページに掲載しております。

お問い合わせは…

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課 …… 213-5871へ

ろうじんえんげい

老人園芸ひろば

内 容 は 市民の方々からの提供地を利用して、高齢者が自然に親しみながら、生きがいや健康を高めていただくため、老人園芸ひろばを設置し、希望する方に無料でお貸ししています。

利用できるのは 60歳以上の方
利 用 面 積 1人当たり10㎡(3坪)程度

利 用 期 間 おおむね2年間

利 用 方 法 毎年、市民しんぶん1月号で募集を行います。

園芸ひろば開設地区

柳 辻(山科区)
常磐野(右京区)
西京極(右京区)
深 草(伏見区)

お問い合わせは…

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課 …… 222-3419へ

に じょうじょう どうぶつえん び じゅつかんとう し せつ む りょうにゅうじょう

二条城・動物園・美術館等施設の無料入場

内 容 は 京都市内に住む満70歳以上の方は次の施設に無料で入場していただけます。各施設の窓口で、住所・氏名・生年月日のわかる公的な証書など(健康保険証、介護保険証、京都市バス・地下鉄敬老乗車証など)を提示してください。

- 対 象 施 設**
- 元離宮二条城(入城料、築城400年記念 展示・収蔵館入館料など)
 - 京都市動物園
 - 京都市美術館(本市共催展・一般貸館展のうち主催者の協力が得られた展覧会など)
※美術館本館は再整備工事のため、休館しております。なお、別館は通常どおり開館しております。
 - 無鄰菴
 - 岩倉具視幽棲旧宅
 - 旧三井家下鴨別邸

お問い合わせは…

元離宮二条城	841-0096へ
京都市動物園	771-0210へ
京都市美術館	771-4334へ
無鄰菴	771-3909へ
岩倉具視幽棲旧宅	781-7984へ
旧三井家下鴨別邸	213-1717へ

こうれいしゃなかま

し えん じ ぎょう

高齢者仲間づくり支援事業

内 容 は 高齢者の趣味や同好のグループの設立や運営に関する相談に応じるとともに、サークル活動に必要な情報を集め、提供します。また、長寿すこやかセンターに登録していただいた高齢者のサークルについては、サークル概要やイベント情報等をホームページで発信しています。

利用できるのは おおむね60歳以上の方や高齢者のサークル活動に関わる方 ※利用は無料です。

お問い合わせは…

長寿すこやかセンター …… 354-8741へ

ろうじんふくし

老人福祉センター

内 容 は 高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための場所や機会を提供するとともに、生活・健康などの相談にも応じます。

利用できるのは 60歳以上の方

開 所 時 間 午前9時～午後5時

休 所 日 日曜日、祝日、その他の休日、12月29日～1月3日 ※利用は無料です。

お問い合わせは…

各老人福祉センター …………… (電話番号は94ページをご覧ください。)

ろうじんほよう

老人保養センター

内 容 は 高齢者の福祉の増進を図るため、保養の施設として設置しています。保養、集会及びレクリエーションのための場所や機会の提供、機能の減退を防止するための訓練の実施、生活・健康などに関する相談を行っています。

利用できるのは 60歳以上の方

開 所 時 間 午前9時～午後5時(入浴時間は午前9時～午後3時まで)

休 所 日 12月27日～1月5日

利 用 料 1人1回250円(団体30人以上の場合は、1人1回100円)

お問い合わせは…

老人保養センター …………… 571-7500へ

じんざい

シルバー人材センター

内 容 は 就業を通して、生きがいの充実や社会参加を図るとともに、働く意欲のある方の労働能力を活用し、追加的収入を得るために、高齢者に適した臨時的、短期的、その他軽易な就業を紹介します。

入会できるのは 60歳以上の方(入会説明会に出席された方)

入 会 説 明 会 毎週金曜日午前10時までにお越しください(祝日及び12月29日～1月3日を除く)。以下の本部・支部で開催します。

入会受付時間は 午前9時～午前11時30分・午後1時～午後4時30分

お問い合わせは…

京都市シルバー人材センター

- ・本部(中京区西ノ京東中合町2)…………… 821-2013へ
(中京区、下京区、南区、右京区、西京区にお住まいの方)
- ・東部支部(伏見区醍醐高畑町パセオ・ダイゴロー西館2階) …………… 575-2575へ
(東山区、山科区、伏見区にお住まいの方)
- ・北部支部(北区小山南大野町22番1)…………… 411-0859へ
(北区、上京区、左京区にお住まいの方)

く た 久多いきいきセンター

- 内 容** は 高齢者の福祉の増進を図るため、健康づくりや地域福祉活動のための施設として設置しています。
- 利用できるのは** 60歳以上の方
- 開 所 時 間** 午前9時～午後5時
- 休 所 日** 土・日曜日、祝日、その他の休日、12月29日～1月3日
※利用は無料です。積雪等のため、休所する場合があります。

お問い合わせは…

久多いきいきセンター 748-2775へ

ボランティア活動 かつどう

高齢者を支えるボランティア活動の輪を広げましょう。

- ボランティア活動は** 自分の意思で、お互いの喜びのために、無理なく行うものです。
福祉施設や病院、地域社会などにおいて、手助けを必要とする高齢者や家族に対し、様々な支援活動が行われています。

お問い合わせは…

京都市福祉ボランティアセンター 354-8735へ
各区社会福祉協議会(区ボランティアセンター) (電話番号は94ページをご覧ください。)
京都ボランティア協会 354-8714へ

ち い き さ さ あ かつどう そうしゅつ はい ち 「地域支え合い活動創出コーディネーター」の配置

京都市では「地域支え合い活動創出コーディネーター」を各区に配置しています。コーディネーターは、掃除や買物などの家事支援や見守り、健康長寿サロンなどの「生活支援サービス」の充実に取り組み、それぞれの地域で高齢者が安心して暮らしていける仕組みを作っていくお手伝いをします。

生活支援サービスの充実に向けて、皆様の地域ではどのような支え合いが必要でしょうか。地域づくりについて一緒に考えてみませんか。詳しくは各区のコーディネーターにお尋ねください。

- 地 域 支 え 合 い 活 動 入 門 講 座** 高齢者向けのボランティア等を希望される方に対して、生活支援に関する基本的な知識や、実際に何らかの活動を始めるために役立つ情報を提供する講座を、各区のコーディネーターが実施します。併せて、ボランティア活動の参加に向けた相談も行います。ご自身の力を「支え合い」に活かしたい方、これからボランティアを始めたい方など、お気軽にコーディネーターにご相談ください。

お問い合わせは…

各区地域支え合い活動創出コーディネーター
(コーディネーターを配置している各区社会福祉協議会(醍醐分室及び京北事務所を除く)(94ページ)をご覧ください。)

ちいきささあ かつどうじょせいじぎょう 地域支え合いボランティア活動助成事業

地域の高齢者の皆様が相互に支え合えるまちづくりを進めるため、地域住民の皆様が取り組まれる高齢者の「ちょっとした困りごと」に対する支援活動に対して、活動経費を助成する制度を設けています。

- 助成対象者** 本事業の趣旨を理解した団体・グループ(個人は不可)
(同一団体・グループへの助成は3箇年度を限度とします。)
- 助成対象となる活動** 65歳以上の方が3名以上いる団体・グループで実施する、京都市の居宅高齢者を対象とした家庭訪問による生活支援を行う活動
(例)電球交換、草むしり、花木の水やり、大掃除、模様替え
- 助成金の額** 1団体当たり、上限30,000円/年度
※その他、助成要件があります。
※申請期間や申請方法はお問い合わせください。

お問い合わせは…

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課 …… 746-7734へ

ちえ 知恵シルバーセンター

- 内 容 は** 知恵や経験・技能等をボランティアとして活かしてみたいシニアの団体情報を「知恵シルバーセンター」に登録していただき、その情報をインターネットを通じて広く提供します。
また、活動を依頼したい福祉施設や地域の団体からの相談に応じ、活動団体の調整を行います。
- 登録できるのは** 京都市内に活動拠点を置く、概ね60歳以上の方を主たる構成員とし、団体のもつ知識・特技等を原則無償で提供できる団体
- 依頼できるのは** 京都市内の地域の団体や施設の方(営利、政治、宗教を目的としないこと)
- 利 用 料** 無料(ただし、活動に必要な材料や交通費などの実費は、双方で調整し、依頼者に負担いただく場合があります。)

お問い合わせは…

知恵シルバーセンター(長寿すやかセンター内) …… 354-8741へ
(各区社会福祉協議会・各老人福祉センターでも申請・依頼相談を行っております。)

ご注意
ください

とくしゅ さぎ ひ が い はっせい
京都府内でも、多くの特殊詐欺被害が発生!
被害に遭わないために簡単にできることから対策を始めてみませんか!

「家族の絆」作戦

普段から家族で連絡を取り合うなど日頃から「家族の絆」を深めましょう!

留守番電話大作戦

自宅の電話を常に留守番電話に設定しておくのも誰もが簡単にできる対策の一つです!



注意!

会話の中で次のキーワードが出れば、詐欺の可能性が大!!

区役所や年金事務所等職員であると名乗った還付金詐欺のキーワード

- ◆医療費の還付があるが手続きが完了していない
- ◆本日中であれば何とか間に合う
- ◆手続きはATMでできます
- ◆誰にもいわないで

オレオレ詐欺のキーワード

- ◆風邪を引き、扁桃腺が腫れ声がおかしい
- ◆携帯電話の番号が変わった
- ◆会社の金を使い込んだ(株で失敗、他人の保証人、示談金が必要)
- ◆弁護士(友人)等にお金を渡せ
- ◆内緒にして

お電話での
金の要求は
特殊詐欺!!

⇒上記キーワード等を含む、不審な電話は直ちに110番通報!

特殊詐欺に関するお問い合わせ

京都府警察特殊詐欺総合対策本部 代表 451-9111 (内線 4024・4025)

ねんきんせいど 年金制度

国民年金制度とは、老齢・障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、それによって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的として作られた制度です。

老齢基礎年金

国民年金保険料を納めた期間等が原則として25年以上ある人が、65歳になってから受けられます。(平成29年8月1日以降は、「10年以上」となります。)

老齢厚生年金

厚生年金の被保険者期間があつて、老齢基礎年金を受けるのに必要な資格期間を満たした方が65歳になったときに、老齢基礎年金に上乗せして老齢厚生年金が支給されます。ただし、当分の間は、60歳以上で、次の条件(①老齢基礎年金を受けるのに必要な資格期間を満たしている、②厚生年金の被保険者期間が1年以上ある)を満たす方には、65歳になるまで、特別支給の老齢厚生年金が支給されます。

※60歳から65歳までの特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢は、生年月日により異なりますので、次ページの各年金事務所までお問合せください。

※その他、年金給付には、病気やけがで障害が残ったときに受けられる年金や遺族が受けられる年金があります。詳しくは、年金事務所や区役所・支所の保険年金課、京北出張所保健福祉第一担当にご相談ください。

年金受給者の各種届出

●届出を忘れたり、遅れたりすると年金の支給月がきても年金を受けとれないことがあります。

届出は忘れず行いましょう。

年金を引き続き受けようとするとき	「年金受給権者現況届」を毎年1回誕生月に提出します(マイナンバーを記載して提出された方は、次年度より提出の必要はありません。)
引越などで住所や支払いを受ける金融機関、郵便局を変更するとき	「年金受給権者住所・支払機関変更届」を提出します。(注)
結婚や養子縁組などにより氏名を変更したとき	「年金受給権者氏名変更届」を提出します。(注)
年金証書を汚したり、なくしたとき	「年金証書再交付申請書」を提出します。(注)
年金を受けている方が亡くなったとき	「年金受給権者死亡届」を提出します。(注)
死亡した方に支払われるはずであった未払いの年金があるとき	「未支給年金・保険給付請求書」を提出します。(注)

※各種届出書は年金事務所、区役所・支所の保険年金課、京北出張所保健福祉第一担当にあります。

※(注)は受けられていた年金の種類により提出先が異なりますので、事前に年金事務所、区役所・支所の保険年金課、京北出張所保健福祉第一担当、共済組合にお尋ねください。

年金の相談

●加入していた年金制度によって相談先が異なります。

加入していた年金制度	相談先
国民年金第1号被保険者期間のみの方	年金事務所、年金相談センター
国民年金第3号被保険者期間のある方	
国民年金と厚生年金に加入していた方	
厚生年金に加入していた方	

※日本年金機構ねんきんダイヤル 0570-05-1165 050 で始まる電話は 03-6700-1165

年金事務所の所在

上京年金事務所

住 所	〒603-8522 北区小山西花池町1-1 サンシャインビル2-3階
T E L	415-1165 (お客様相談室)
担当地域	北区・上京区・左京区

中京年金事務所

住 所	〒604-0902 中京区土手町通竹屋町下る銚田町287
T E L	251-1165 (お客様相談室)
担当地域	中京区・東山区・山科区

下京年金事務所

住 所	〒600-8154 下京区間之町通下珠数屋町上る榎木町308
T E L	341-1165 (お客様相談室)
担当地域	下京区・南区

京都南年金事務所

住 所	〒612-8558 伏見区竹田七瀬川町8-1
T E L	644-1165 (お客様相談室)
担当地域	伏見区・宇治市・城陽市・八幡市・京田辺市・木津川市・久世郡・綴喜郡・相楽郡

京都西年金事務所

住 所	〒615-8511 右京区西京極南大入町81
T E L	323-1170 (お客様相談室)
担当地域	右京区・西京区・亀岡市・向日市・長岡京市・南丹市・乙訓郡・船井郡

各区役所・支所保険年金課又は京北出張所保健福祉第一担当…… (電話番号は90・91ページをご覧ください。)

しょうがいしゃこうじょたいしょうしゃにんていしょ はっこう 障害者控除対象者認定書の発行

内 容 は 障害者手帳をお持ちでない方でも、介護保険の要介護認定を受けられた65歳以上の方で、「寝たきり状態にある高齢者」が「認知症のある高齢者」等、一定の状態にある方は、申請に基づき福祉事務所長が発行する「障害者控除対象者認定書」により税の控除を受けることができます。

お問い合わせは…

各区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当…(電話番号は90・91ページをご覧ください。)

高齢者の医療制度

後期高齢者医療制度

加入者

- 75歳以上の方
(適用を除外される場合があります。)
- 65歳以上75歳未満で、一定の障害を有すると認められた方

加入等手続き

- 届出不要です。
- 障害程度の認定申請が必要です。

被保険者証
一人に1枚交付

保険料(平成28、29年度)

均等割	48,220円
+	
所得割	(総所得金額等-33万円)×0.0961
↓	
保険料	上記の合計額(上限57万円)

保険料の納付方法

特別徴収	年金からの引落し
又は	
普通徴収	納付書による金融機関窓口納付 口座振替による納付 (申込みが必要です。)

所得の低い方は、世帯(被保険者全員と世帯主)の所得に応じて、保険料の被保険者均等割額、所得割額の軽減措置があります。

療養の給付と負担割合

病気やケガをしたときは、医療機関等に一部負担金を支払い、治療を受けます。

一般	1割
現役並み所得者	3割

現役並み所得者とは…世帯内に、市民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる方です。
ただし、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者及びその世帯に属する被保険者の基礎控除(33万円)後の総所得金額等の合計額が210万円以下の場合を除きます。また、以下の条件に該当する場合は、負担割合が「1割」となります。

◆前年(1月から7月までは前々年)の収入が次に該当する場合(要申請)

- ・世帯内の被保険者が2人以上いる場合……被保険者の収入金額(※)の合計が520万円未満
- ・世帯内の被保険者が1人の場合……被保険者の収入金額(※)の合計が383万円未満又は、70歳以上75歳未満の方の収入を加えた収入金額(※)の合計が520万円未満

※必要経費等を控除する前の金額です。

①入院時の食事代等	入院した場合は食事代(療養病床の場合は食事代と居住費)の標準負担額を支払うことで、食事療養等が受けられます。
②訪問看護療養費	在宅医療を受ける必要があると医師が認めたときは、費用の一部を負担するだけで訪問看護ステーションを利用できます。
③療養費 (医療費の払戻し)	やむを得ず保険証を提示できずに医療機関に医療費の全額を支払ったとき等は、一部負担金を除いた額(療養費)が支給されます。
④移送費	傷病により、移動不能な患者を、傷病の治療が行える医療機関へ緊急移送した場合で、緊急やむを得ないと後期高齢者医療広域連合が認めたときに、支給されます(通院や患者等都合による転院は非該当)。
⑤高額療養費	1か月間に医療機関等へ支払った一部負担金が、一定の額を超える場合に支給されます。
⑥高額医療・ 高額介護合算療養費	後期高齢者医療の一部負担金と、介護サービス利用負担金の合計が一定の額を超えた場合に支給されます(8月～翌7月の1年間)。
⑦葬祭費	被保険者がお亡くなりになったときに、葬祭を行った方に支給されます。

①は市民税非課税世帯の場合、食事代の減額制度があるので事前に申請してください。
詳しくは、区役所・支所保険年金課又は京北出張所保健福祉第一担当にお問い合わせください。

京都市の福祉医療制度

重度障害老人健康管理費支給制度

右の①～③のいずれかに該当する方が後期高齢者医療を受けるときは、一部負担金(食事代・居住費等は除く。)を助成します。(所得制限あり)

- ①1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている方
- ②知能指数が35以下と判定された方
- ③3級の身体障害者手帳の交付を受けている方で、かつ、知能指数が50以下と判定された方

老人医療費支給制度

医療保険に加入している65歳以上70歳未満で、所得税が課せられていない世帯の方(※)は、一部負担金が2割(一定以上所得者世帯の方は3割)で医療を受けられます。

また、一部負担金が自己負担限度額を超えたときは、申請によりその超えた額が後日支給されます。(領収書などが必要です。)

入院時の食事代等は支給対象外です。

※昭和25年8月1日以前にお生まれの方は、次の①又は②に該当する方が対象となります。

- ①所得税が課せられていない世帯の方
- ②寝たきり、一人暮らし又は老人世帯に属する方(所得制限あり)

※所得判定については、別住所であっても配偶者や生計維持関係にある方は、判定の対象となります。

各特例制度・支給制度の適用を受けるには、あらかじめ申請をして受給者証や認定シールなどの交付を受ける必要があります。

後期高齢者医療制度・重度障害老人健康管理費支給制度は、
各区役所・支所保険年金課、京北出張所保健福祉第一担当
老人医療費支給制度は、

各区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北出張所保健福祉第一担当
.....(電話番号は90・91ページをご覧ください。)

ご相談・お申込みは...

高齡外国籍市民福祉給付金

内 容 は 日本国籍を有しないため国民年金に加入することができなかった高齡外国籍市民に対して、福祉の向上を図るため、給付金を支給します。

対象となる方は ①大正15年4月1日以前に出生し、昭和57年1月1日以前から日本国内で外国人登録を行っている方で、現在、京都市内において永住又は特別永住資格により外国人登録を行っている方
②大正15年4月1日以前に出生し、昭和57年1月1日以前に外国人登録を行っていた方で、昭和57年1月2日以降に日本国籍を取得し、現在、京都市において住民登録を行っている方

支 給 額 は 月額17,000円 ※支給制限があります。

ご相談お申込みは…

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課 …… 213-5871へ

すまいの相談

京 安心すまいセンターにおいて、すまいに関する様々なお悩みに対しての相談を実施しています。例えば、家のリフォーム、すまい方の工夫、各種公的サービスの案内、住み替え、空き家の活用など、個々の相談者の事情に応じたアドバイスを行っています。

一般相談…一般的な相談に、電話や面談で応じます。
(予約不要、休館日を除く毎日実施)

専門相談…専門的な知識が必要な相談に、専門家が面談で応じます。
相談分野：建築、法律、不動産、分譲マンション管理
(事前予約制、日曜日に実施)

訪問相談…専門家がご自宅を訪問し、具体的な相談や改善案の提案を行います。
(一般相談もしくは専門相談をご利用のうえ、お申し込みください。)

お問い合わせ・
ご相談・お申込みは…

京 安心すまいセンター …… TEL:744-1670 FAX:744-1637
開館時間：休館日(水曜日、祝日、年末年始)を除く午前9時半から午後5時まで
場 所：〒604-8186 京都市中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4階
(市営地下鉄「烏丸御池」駅徒歩1分)

続きは Web で

京安心すまいセンター

検索

きょうと し じゅうたくかいぜん し きんゆうしせいど 京都市あんぜん住宅改善資金融資制度

市民のみなさまが住宅の改修等を行う際に、工事に必要な資金の一部について低利率の融資をあっせんする制度です。

制度の内容は 京都市内の住宅の改修等をする場合に、融資が受けられる制度です(年齢、収入などに要件があり、申込先の金融機関による審査を受けていただきます。また、バリアフリーリフォーム、エコリフォーム、耐震改修等をされる場合は利率が低くなります。住宅政策課までお問い合わせください。)

利用できるのは 京都市内にお住まいの方(収入が年金のみの世帯は、原則としてご利用いただけません。ただし、京都府内にお住まいのご家族(親又は子)が、居住する方の代わりに融資を受けることができる場合があります。)

主な利用条件 ○最終返済時の年齢が満75歳未満となる方
○年収1,443万円(事業所得は1,200万円)以下の方

ご相談・お申込みは…

京都市内の各取扱金融機関

(三菱東京UFJ銀行京都支店、京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、関西アーバン銀行)

*必ず、工事に着手する前にお申し込みください。

お問い合わせは…

都市計画局住宅室住宅政策課 …………… 222-3666へ

もくぞうじゅうたく たいしんかいしゅうじよせいと 木造住宅の耐震改修助成等

木造住宅の耐震改修工事費用に対する助成等の支援を行っています。

①木造住宅耐震改修助成事業及び②京町家等耐震改修助成事業

地震に対する安全性が低いと診断された木造住宅を一定の耐震基準に適合するように耐震改修工事を行う場合、その費用の一部を補助します(工事契約及び着工前に申請が必要です。)

補助額 上限 ①60万円(昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅)
②90万円(昭和25年11月22日以前に着工された京町家等)
又は130万円(景観重要建造物等)

※密集市街地や細街路において、併せて一定の防火対策を行う場合、最大15～60万円上乗せ

③まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業

耐震性が確実に向上する工事のメニューから選んで耐震改修工事を行う場合、その費用の一部を補助します。手順が簡単で市民の皆様の費用負担が少ない補助制度です(工事契約及び着工前に事前協議が必要です。)

利用要件 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅。市内事業者が元請負人又は下請負人として補助対象工事を施工する必要があります。

補助額 上限 60万円(工事メニューごとに上限あり)

※密集市街地において、併せて一定の防火対策を行う場合、最大15万円上乗せ

耐震改修助成のほかに、木造住宅の耐震診断の専門家を御自宅に派遣する**木造住宅耐震診断士派遣事業**及び**京町家耐震診断士派遣事業**[平成29年度は、利用者の費用負担(木造住宅2千円、京町家5千円)を無料化]や、耐震改修の計画・設計及び工事費見積り等に要する費用の一部を補助する**木造住宅耐震改修計画作成助成事業(上限15万円)**があります。

ご相談・お申込みは…

みやこ

京 安心すまいセンター 耐震・エコ助成ホットライン…………… 744-1631へ

高齢者向け優良賃貸住宅

制度の内容は 手すりの設置や段差の解消等のバリアフリー化や、万一の場合(事故、急病、負傷)には非常ボタンを押していただく緊急通報装置があるなど高齢者に配慮された民間賃貸住宅で、より安全で快適な生活を送ることができます。また、入居者の所得に応じて、京都市から事業者到家賃の補助がありますので、所得一定額以下の入居者は、市場家賃よりも低額な家賃で入居することができます。

入居できるのは 京都市内にお住まいの60歳以上の単身・夫婦世帯の方など
主な入居条件
・連帯保証人を立てることができる方又は保証会社による保証を受けることができる方
・京都市の市民税を滞納していない方

ご相談・制度の
お問い合わせは…

都市計画局住宅室住宅政策課 …………… 222-3666へ

ご入居のお申込みは…

京都市住宅供給公社 とくゆうちん事業課 …………… 257-4707へ

サービス付き高齢者向け住宅

制度の内容は 手すりの設置や段差の解消などバリアフリーに配慮された高齢者向けの民間賃貸住宅で、日中常駐するケアの専門家が、高齢者に安心して暮らしていただけるよう見守りサービスを提供し、生活上の相談にお応えします。

※物件によっては、食事の提供や入浴の介護などのサービスもあります。

入居できるのは 単身高齢者、高齢者とその同居人(「高齢者」とは、60歳以上の者又は要介護認定もしくは要支援認定を受けている60歳未満の者をいう。)

住宅を探すには サービス付き高齢者向け 都市計画局住宅室住宅政策課(市役所北庁舎5階)で
住宅登録簿の閲覧 「サービス付き高齢者向け住宅登録簿」を閲覧できます。

インターネット 「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」の
ホームページで登録住宅の情報を閲覧できます。

ご相談・制度の
お問い合わせは…

都市計画局住宅室住宅政策課 …………… 222-3666へ
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課 …………… 213-5871へ

住宅金融支援機構のリフォーム融資

制度の内容は ご自分がお住まいの住宅に、耐震改修やバリアフリー工事などをする場合に、融資が受けられる制度です(年齢、収入、対象の工事などに要件があります。)

返済方法 工事の種類によって異なります。
・バリアフリー工事(他の工事を併せて行うことができます。)の場合
高齢者向け返済特例制度による返済(利息のみを毎月返済し、元金は申込本人の死亡時に住宅資産などを活用して一括して返済)
・耐震改修工事(他の工事を併せて行うことができます。)の場合
元金均等返済、元利均等返済、高齢者向け返済特例制度のいずれかによる返済

利用できる方 高齢者向け返済特例制度を利用:60歳以上
その他:79歳未満
これ以外に収入などの要件があります。

ご相談お申込みは…

住宅金融支援機構 お客さまコールセンター …………… 0120-0860-35へ

すこやか賃貸住宅・すこやか賃貸住宅協力店

制度の内容は 高齢であることを理由に入居を拒まない賃貸住宅(すこやか賃貸住宅)と高齢者の住まい探しに協力いただく仲業者(すこやか賃貸住宅協力店)です。

入居できるのは 住宅により様々です。
 高齢を理由に入居を拒まれることはありませんが、家賃を支払うことができ、原則、自立した生活を営める方が対象です。

住宅や協力店を探すには 情報提供窓口 各高齢サポート窓口及び京安心すまいセンター

インターネットでの検索 京都市すこやか住宅ネットのホームページ
 (<http://www.kyoto-sjn.jp/>)で、「すこやか賃貸住宅」及び「すこやか賃貸住宅協力店」を検索することができます。

お問い合わせは…

京安心すまいセンター744-1670へ
 都市計画局住宅室住宅政策課222-3666へ

高齢者すまい・生活支援事業

制度の内容は 空き家等を活用し、実施地域内の低廉な民間賃貸住宅への入居支援等と、社会福祉法人による定期的な安否確認等のサービスを一体的に提供する事業です。

対象となる方は 概ね65歳以上の一人暮らしの方等で、地域での継続的な生活の確保に向けて見守り・生活相談等の支援を必要としていて、住み替えを希望している方

利用料について

区分	利用料(月額)
生活保護・本人市民税非課税	0円
本人市民税課税	1,500円

お問い合わせは…

実施地域		法人名	拠点施設	電話番号
区	学区			
北 区	楽只・柏野・紫野	(福)京都福祉サービス協会	高齢者福祉施設 紫野	494-3346
	紫竹・大宮・待鳳	(福)リガーレ暮らしの架け橋	地域密着型総合ケアセンター きたおおじ	366-8025
東山区	清水・六原・修道・貞教・一橋・月輪・今熊野	(福)洛東園	洛東園	561-1171
南 区	祥栄・吉祥院・祥豊・唐橋	(福)清和園	特別養護老人ホーム 吉祥ホーム	682-8152
	山王・九条・九条弘道・九条塔南・陶化・東和・上鳥羽	(福)こころの家族	特別養護老人ホーム 故郷の家・京都	691-4448
右京区	水尾・宕陰・嵯峨・広沢・高雄・宇多野・御室・花園	(福)健光園	高齢者福祉総合施設 健光園	881-0403
	嵐山・嵯峨野・常磐野・太秦・南太秦	(福)嵐山寮	嵐山寮	871-0032
伏見区	稲荷・砂川・藤ノ森・藤城・深草	(福)京都老人福祉協会	京都老人ホーム	641-6622
	久我・久我の杜・羽束師・横大路	(福)京都福祉サービス協会	高齢者福祉施設 久我の杜	931-8001